

議案第百二十三号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に

ついで

次のとおり教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年九月二十四日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十五年九月二十四日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和四十四年三勅町条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「及び食卓料」を「食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当の十三種」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十五年十月一日から施行する。